

新潟市告示第 8 0 6 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市東区建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 1 9 年 1 2 月 2 5 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の種類	路線名	区 間	供用開始年月日
一般 国道	1 1 3 号	新潟市東区下山三丁目 1444 番 1 地先から 新潟市東区下山三丁目 629 番 1 地先まで	平成 1 9 年 1 2 月 2 5 日
一般 国道	3 4 5 号	新潟市東区下山三丁目 1444 番 1 地先から 新潟市東区下山三丁目 629 番 1 地先まで	平成 1 9 年 1 2 月 2 5 日